

○地方競馬全国協会補助事業等監査実施要綱（原文縦書）

昭和五十三年五月三十一日

昭和五十三年度達第二号

改正 平成 六年 四月 八日平成 六年度達第一号

（監査の目的）

第一条 監査は、地方競馬全国協会が補助又は助成をした事業（以下「補助事業等」という。）について、実状を検査することにより、補助事業等の実施、管理及び運営の効果を判定するとともに、不当行為の防止を図ることを目的とする。

（監査の実施）

第二条 監査は、毎年度、あらかじめ対象事業名、対象団体名及び対象事業年度を定めた監査実施計画を作成し、実施する。ただし、急を要する場合その他特に必要があると認められた場合についてこれによらず実施することができる。

（監査の内容）

第三条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- 一 補助事業等に係る補助金又は助成金（以下「補助金等」という。）の交付の決定の内容又はこれに付した条件の実施状況
- 二 補助金等に係る収支決算
- 三 補助事業等の利用状況
- 四 補助事業等の実施、管理及び運営の効果
- 五 その他特に必要と認める事項

（監査の方法）

第四条 監査は、実地により行うものとする。ただし、適正に監査を実施するうえで支障がないと認められる場合には、書面により行う。

- 2 監査の実施に当たって、必要があると認めるときは、都道府県その他関係職員の立会を求めるものとする。

（監査を行う者の遵守事項）

第五条 監査を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 欠陥の指摘のみに偏することを避け、補助事業等の是正改善に努めること。
- 二 正確な資料又は事実に基づいて厳正に行うこと。
- 三 常に公正かつ温和の態度であること。
- 四 業務の運営に支障を与えないよう配慮すること。
- 五 監査の結果得た事実及び情報については、厳に機密を保持すること。

（監査の報告）

第六条 監査の報告は、次の事項について、書面をもつて行うものとする。

- 一 監査の内容、現在及び将来における補助又は助成の効果
- 二 監査結果の問題点及びこれに対する改善対策意見

三 補助事業等に関する監査対象団体等の要望又は意見

(監査の報告に基づく措置)

第七条 次の各号の一に該当する場合には、ただちに補助金等の全部又は一部を返還させることがある。

一 補助金等の交付の申請につき、不当な事実があつた場合

二 補助事業等の実施が、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めた場合

三 収支決算が、適正に行われていないと認めた場合

四 その他補助実施要綱又は助成実施要綱に違反したと認めた場合

(雑則)

第八条 監査の実施については、この要綱に定めるもののほか別に定める。

附 則

この達は、昭和五十三年六月一日から実施する。

附 則 (平成六年四月八日平成六年度達第一号)

この達は、平成六年四月八日から実施する。